

～ すべての人の人権が尊重される社会をめざして ～

「部落差別の解消の推進に関する法律」について

部落差別のない社会の実現に向けて、
2016年12月16日に「部落差別
解消推進法」が公布・施行されました。



なぜこの法律ができたのでしょうか？【法律の背景】

2011年の「戸籍謄本不正取得事件」、2016年の「全国部落調査」復刻版出版差し止めなどの相次ぐ差別事象、また、インターネットの普及による匿名性を利用した悪質かつ巧妙な差別が拡大するなど、部落差別は「人権の世紀」といわれる21世紀になった現在もなお解消されていません。このような情勢を背景に「部落差別は許されないもの」との強い認識のもと定められました。

どんな法律なんでしょう？【法律の内容】

目 的

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。〔第一条〕

基 本 理 念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならない。〔第二条〕

国 の 責 務

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供や指導、助言を行う。〔第三条～第六条〕

- ① 相談体制の充実を図る
- ② 教育及び啓発を行う
- ③ 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う

地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。〔第三条～第五条〕

- ① 相談体制の充実
部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める
- ② 教育及び啓発
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める

部落差別とは？

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や、就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事象、又は、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

日出町「人権問題に関する意識調査」では？

2015年に日出町民の方を対象に実施した「人権問題に関する意識調査」では、結婚問題に関して次のような調査結果が出ています。

Q. あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたらどうしますか？



■ 同和地区の人かどうかは関係ない。そのことで反対はしない。 ■ できれば同和地区の人でない方がよいが、反対はしない。 ■ 反対するが本人の意思が強ければやむをえない。 ■ 絶対に反対する。 ■ わからない。



- ◎ 回答者の4割強の人が「同和地区の人かどうか関係なく反対しない」と回答しています。
- ◎ 一方で、3割強の人たちは「絶対反対。もしくは、できれば避けたい」という回答をしています。
- ◎ ここにも、同和問題に対しての偏見と差別の意識が根強く残っていることがうかがわれます。

部落差別問題は、 『まず、正しく知ること』から始めましょう。



部落差別問題は特別な問題ではなく誰もが直面しうる問題です。部落差別問題に無関心でいる事は差別事象があっても気がつかずに、差別を許していくことにつながります。結婚や就職に際して、また、住宅購入の際に、ふと「差別の心」が表面化します。差別の歴史や現状を知ることは、相手の立場に立ち、自分の問題として部落差別を考えるための第一歩となります。

私たち一人ひとりはずべて自由で平等でなければなりません。「どうしたら差別をなくすことができるのか」を考え、行動することが大切です。

部落差別問題に取り組むことは、私たちの身の回りの様々な人権問題の解決に向けて取り組むことにつながります。